

法人市民税・軽自動車税が変わります

(平成26年度税制改正のお知らせ)

平成26年3月31日に公布された地方税法の一部改正に伴い、法人市民税などに関する市税条例の一部を改正しました。

1 法人市民税の法人税割の税率改正

税制改正により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

- ・平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 14.7%
- ・平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 12.1%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に係る法人税割については、前年度の法人税割の4.7/前事業年度の月数(通常は6/前事業年度の月数)となります。

※今回の税率引下げに対応して、国において地方法人税(国税)が創設され、その税込全額が地方交付税原資とされることとなりました。

2 軽自動車税の税率改正

税制改正により、来年度(平成27年度)から原動機付自転車、軽自二輪車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車の税額が引き上げられます。

車種区分		税率(年額)	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

- ・平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年まで、現行税率のままです。
- ・初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽乗用車などを除く)は、平成28年度から、次の表の経年重課の税率が適用されます。

車種区分			税率(年額)		
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超(経年重課)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

問 市役所 1階税務課諸税係(9・10番窓口)TEL25-5011

(税務課)

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金制度のご案内

市内経済の活性化と雇用安定を図るため、新たに市民を雇用した事業者に助成金を交付しています。

対象 亀岡市内の中小企業(製造業、情報サービス業、自

然科学研究所に該当する事業者)で市民を新たに6カ月以上正規雇用した事業者

助成額 対象労働者1人につき20万円(満年齢40歳未満で亀岡市内の中学校、高等学校または大学の卒業生である場合は8万円加算、障害者である場合は10万円加算)

申請時期 雇用開始後6カ月経過した時点から1カ月以内(例:4月1日採用の場合、10月1日から10月31日の期間に申請してください)

申請先 市役所3階ものづくり産業課TEL25-5033

(ものづくり産業課)

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です